

水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準

水質基準項目及び基準値：厚生労働省令第101号（施行日：平成16年4月1日）

検査法：厚生労働省告示261号（施行日：平成16年4月1日）

平成25年度

番号	水質基準項目	水質基準値	区分
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	病原生物の 代替指標
2	大腸菌	検出されないこと。	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	無機物・重金属
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下であること。	
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。	
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/l以下であること。	
13	四塩化炭素	0.002 mg/l以下であること。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下であること。	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下であること。	
16	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下であること。	
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下であること。	
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下であること。	
19	ベンゼン	0.01 mg/l以下であること。	
20	塩素酸	0.6 mg/l以下であること。	
21	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下であること。	消毒副生成物
22	クロロホルム	0.06 mg/l以下であること。	
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l以下であること。	
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下であること。	
25	臭素酸	0.01 mg/l以下であること。	
26	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下であること。	
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l以下であること。	
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下であること。	
29	ブロモホルム	0.09 mg/l以下であること。	
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下であること。	
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	着色
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウム量に関して、0.2mg/l以下であること。	
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	味
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	着色
37	塩化物イオン	200 mg/l以下であること。	味
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l以下であること。	
39	蒸発残留物	500 mg/l以下であること。	
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下であること。	発泡
41	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下であること。	カビ臭
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下であること。	
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下であること。	発泡
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	臭気
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/l以下であること。	味
46	pH値	5.8以上8.6以下であること。	基本的性状
47	味	異常ではないこと。	
48	臭気	異常ではないこと。	
49	色度	5度以下であること。	
50	濁度	2度以下であること。	